



知って得する

法務編
(第3回)



「脱ハンコ」と法律、契約実務への影響について



「脱ハンコ」と法律、 契約実務への影響について



栃木県弁護士会 宇都宮中央法律事務所 弁護士 田村 信彦 氏



契約締結などビジネスのデジタル化やオンライン化に伴い、押印の省略の流れは従来からありました。しかし、昨年、コロナ下でテレワークを導入しようとしても、ハンコを押すために出勤しなければならない、といった報道等がありました。これを受け、内閣府・法務省・経済産業省は、令和2年6月19日、民間における押印慣行の見直しに向けた取組が進むよう、「押印についてのQ&A」を作成、公開しました。行政分野でも、行政手続における認印等の押印の省略を進める方針が示され、大きく報道されました。

こうした動きの中で、「脱ハンコ」という言葉が広まり、押印省略に向けた流れが一気に加速した印象があります。

今回は、「脱ハンコ」と法律、契約実務への影響、そしてハンコに代替する方法等について、上記のQ&Aの内容も踏まえながらご紹介します。

■「ハンコ」と法律 – 契約書にハンコがないと契約が成立しない？

改めて言うまでもなく、契約書を交わす際に契約当事者が互いに押印することは、現在も広く行われています。

では、契約書に押印しないと、法律違反となったり、契約が成立しなくなったりするのでしょうか。

答えは、契約書に押印がなくても法律違反とはなりませんし、契約は成立します。契約の効力に影響を生じることもありません。

これは、法律上、契約は当事者の意思の合致により成立するとされており、原則として押印等の様式を問わないことがその理由です。

一方、法律で「印を押さなければならない。」などの特段の定めがある書類を作成する際は、押印が必要です。具体例として、遺言書を作る際には原則として押印が必要です(民法第968条等)。また、会社の定款や取締役会の議事録にも原則として、署名し、又は、記名押印する必要があるとされています(会社法第26条、第369条等)。

■「ハンコ」と契約実務 – ハンコの有無による法的な違いは？

契約締結に際し、押印をしなくても契約が成立し、効力にも影響がないのであれば、押印することに法的な意味があるのか、という疑問が出てくると思います。

押印をする法的な意味は、押印に関する民事訴訟法のルールが関係してきます。

民事訴訟法には、「契約書等の私文書は、本人の署名又は押印があるときは真正に成立したものと推定する。」という定めがあります(民事訴訟法第228条第4項)。契約書等に本人の押印があれば、それは本人が作成したものであることが推定される、という規定です。

もう少し詳しくみると、契約書等に押印があれば、後になって契約相手が、「私(当社)は、この契約を締結していません。」(なので、契約で定めた義務も負いません。)という言い逃れを防ぐメリットがあります。

重要な契約の際、個人でも法人でも実印(登録印。会社の場合、代表者印(丸印))を用いるのは、契約

書に押してある実印の印影と、印鑑証明書を照合することができ、契約書に押してあるハンコと、登録してあるハンコが一致しているかを確認できるメリットがあるから、といえます。

裏を返すと、登録されておらず、ありふれた印影の角印や認印などは、上記のような照合ができないことから、実印に比べると、法的な意味や役割は限定的となります。

なお、文書の真正な成立は「推定」規定ですので、ハンコを盗用された、印影を偽造された、などの反証ができれば、この推定は覆ることになります。とりわけ近時は、3Dプリンター等の技術の進歩により、模倣が容易になっているとの指摘もあります。

■「ハンコ」に代替する方法 – 電子署名等

このように、ハンコを押すことには法律上の意味がありますが、他の方法等によって代替することもできます。

その方法の一つが電子署名です。電子文書等は、本人が一定の電子署名をすることで、押印に代替することができます。法律で、一定の電子署名には、真正に成立したものと推定する、と定められています(電子署名及び認証業務に関する法律第3条)。このため電子署名には押印と同じ法的効果があります。他にも、電子署名には契約書に貼る印紙税が不要となる、という経済的メリットもあります。電子署名を新たに利用しようとする場合、電子契約サービスを提供する事業者のホームページでサービスが詳しく紹介されています。

次に、電子署名とは別の観点から、「私(当社)は、この契約を締結していません。」という言い逃れ防止をする観点からは、次のような立証手段をあらかじめ確保しておくことが考えられます。

継続的な取引関係がある相手の場合には、相手とのやり取り(メール等)の記録を保存することが考えられます。やり取りに際しては、送信先を担当者のみとせず、担当者の上司等を加えるなど複数者宛に送信することや、メール本文中に契約締結前に合意に至った事実等を記載する、その確認を相手に求めるなどの工夫をすることが考えられます。

新規に取引関係に入る相手の場合には、上記のほかに、契約締結前段階で本人確認情報を確認し、情報入手過程と併せて、記録・保存しておくことなどが考えられます。

■終わりに

これまでは、「押すことになっていた」ハンコも、コロナ下であることをきっかけとして、なぜ押すのか、本当に押印が必要なのか、という観点から見直すことで、印刷、押印、発送、保管の手間を減らし、印紙代・郵送料等の費用を削減するなど、経営の効率化が図れる可能性があります。

今回は「脱ハンコ」をテーマに本稿を執筆しましたが、他の業務についても「なぜやるのか」、「本当に必要なのか」の根拠に立ち返ることで、業務の見直し・効率化を図るきっかけになればいいと思います。

以上

